

1、軽減税率導入の是非

昨年暮れの税制議論で最後までもつれたのが、消費税率10%引上げ時における軽減税率導入の是非である。導入賛成論者は、公明党と新聞業界、医師会、農協など6団体で、大方の経済団体は軽減税率導入に反対をした。

筆者も 10% 時に転移税率を導入することは避けるべきだという立場である。軽減税率を導入すると、社会保障財源にその分穴が開くこと、金額ベースでは高所得者の方がより多くの利益を受けること、軽減税率を執行するには事業者も消費者も大きなコストがかなることがその理由である。

結局、平成 26 年度税制改正大綱では、「必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10% 時に導入する」とこととされ、導入の是非、タイミング、税率などの議論はすべて今年に先送りされた。

2、インボイスとは何か

消費税のインボイスとはどのようなものでどんな機能があるのか、歐州の状況を見てみよう。

付加価値税は、転々流通する取引の各段階で、売り手（納入側）が買い手

インボイスにより売り手から納税される消費税額と、買い手側から控除される消費税額の一一致を確認することができる。そのためインボイスには、取引される財・サービスに係る消費税額の記載が義務づけられ、その信ぴょう性をチェックするために統一番号が付されている。付加価値税が、脱税が生じにくい優れた税制といわれ、

な問題となつたことはないといわれて
いる。

逆にいえば、わが国のように、売上げから仕入れを差し引いた差額に105分の5を乗じて計算し消費税額を納付する方式では、「売上げから仕入れを引いた付加価値に課税される直接税」という認識になるため、事業者間で適正な転嫁が行われにくいという問題を生じさせていている。

つまり、事業者に大きな負担をもたらすのは軽減税率の導入であり、インボイスはその負担を緩和する役目を持つ。加えてインボイスは、消費税を着実に次の流通段階に転嫁していくため必要なものである。

軽減税率の導入はできるだけ先送りにすべきだと考えるが、万が一導入される場合には、インボイスを導入して、軽減税率に伴う納税事務を簡素化するとともに、事業者間の価格転嫁を確實にするべきだと考える。

消費税のインボイスは 厄介者か

中央大学法科大学院教授・東京財團上席研究員 森信茂樹

